# 通町小学校いじめ防止基本方針



令和2年4月

仙台市立通町小学校

# 仙台市立通町小学校 いじめ防止基本方針

# はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあ るものである。

仙台市立通町小学校(以下「本校」という。)におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、いじめ防止推進対策法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条及び仙台市いじめ防止等に関する条例(平成31年3月12日仙台市条例第28号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、さらに仙台市いじめ防止基本方針(最終改定平成31年3月26日)を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「仙台市立通町小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

本校は、保護者や地域住民等との連携の下、児童の尊厳を脅かすいじめが、いつでも、どこでも、いずれの児童にも起こり得るものであるとの共通の理解をもって真摯に向き合い、いじめの防止等の取組を、変化する時代を背景に不断の見直しを行いながら着実に推進していく。

# I 基本的な考え方

# 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一 丸となって取り組んでいく。

<いじめの防止等に関する基本理念>(法第3条より)

- ○いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることを鑑み、児童等が安心 して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう にすることを旨として行われなければならない。
- ○いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校はこの理念の下、かけがえのない児童がいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に強い決意で取り組んでいく。

#### 2 学校及び教職員の責務

仙台市では条例第7条により、市立学校及び市立学校の教職員の責務を次のとおり定めている。本校は、その責務を十分認識の上、いじめをなくすための対策に総力を挙げて取り組むものとする。

市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者

及び地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、当該市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

### 3 いじめの定義等

# (1) いじめの定義(法第2条より)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校は上記のいじめの定義を踏まえ、適切に対処していくものとする。

# [具体的ないじめの態様例]

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○仲間はずれ、集団により無視をされる
- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ○金品をたかられる
- ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など

# (2) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得るものである。いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものであることを理解して対応に当たる。

また、「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。さらには、加害・被害という二者関係だけでなく、社会全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが重要である。「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、災害等において被災した児童、原子力発電事故により避難している児童を含め、本校では、特に配慮が必要な児童について、児童の特性を十分理解した上で、当該児童の保護者とともに、必要に応じて関係機関との連携を図りながら組織的に対応していく。

# 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意して、いじめの防止等のために、教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携の下取り組むものとする。

#### (1) いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、いのちの大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのためには、本校では特に「道徳教育」「総合的な学習の時間」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。加えて、すべての児童が安心でき自己有用感や自己肯定感、充実感のある学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

学校だよりやホームページなどで教育活動全般についての発信を積極的に行い、地域の学校・地域の子供たちという意識を持っていただけるよう、常に広報活動を心掛ける。その上でいじめ防止やいじめへの対処などについての本校の取組を保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識の下、連携しながらいじめ防止等に取り組んでいくことが重要である。

また、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある児童がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解した上で、適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要不可欠である。

#### (2) いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るもの」「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対処が重要」との認識の下、全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

さらには、教職員と本校児童及び保護者との間の常日頃からの信頼関係を醸成することで、児童や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」の他、本校独自の全児童アンケート調査や全学年での面談による教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見に当たることが重要である。

また、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠である。

# (3) いじめへの適切かつ迅速な対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、教育相談担当教 諭、教頭を通じて校長へ報告し、本校対策委員会による情報共有の下、学校としての組織的な対応を 行う。

いじめを受けた児童及びいじめたとされる児童への対応は、特に次に掲げる点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明し、共通理解の下、適切な連携を図ることが不可欠である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携を図っていく。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いているケースや、解決はしたが児童の心のケアが必要なケースもあると考えられることから、細心の注意を払って継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには、進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

○いじめを受けた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

○いじめたとされる児童には、いじめを受けた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることを自覚できるように指導する。

#### (4) 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に関する共通理解の下、家庭や地域及び中学校との緊密な連携が不可欠である。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、児童の生命を大切にする心、他者を 思いやり、協力する態度を育む上からも、本校の故郷復興プロジェクトによる取組(小中連携を図る)、 学校支援地域本部(スマイルネット通町)との共催による事業の実施にも取り組んでいく。

# (5) 関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。特に本校においては、本校PTAや二中学区児童生徒健全育成連絡協議会及び三条中学校区青少年健全育成連絡協議会を中心に、北警察署生活安全課、通町交番、通町児童館や柏木市民センター・北山市民センターなどとの協力・連携体制をとりながら対応していく。

また、児童の入学・卒業・転出入に際しても、学校間において必要な情報が円滑に引き継がれるようにする。

# Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

#### 1 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 通町小学校いじめ防止等対策委員会(いじめの防止等の対策のための組織)

本校においては、法第22条及び条例第14条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「通町小学校いじめ防止等対策委員会」(以下「本校対策委員会」という。)を設置する。

委員会の構成は、基本的に校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、(不登校対策担当教諭)、(スクールカウンセラー)によるものとし、具体的には、校長が実情に応じて委員を任命する。

なお、内容や事案によって、校長は他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。 本校対策委員会の所掌事項は以下の通りとする。

- ア 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ いじめ防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検・評価
- ウ いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の承認
- エ いじめの事案が発生した場合の対処(事実関係調査、対応や指導等の方針決定等)
- オ その他いじめの防止等の関する重要事項

#### (2) 通町小学校いじめ調査委員会(いじめの重大事態発生の場合の組織)

法第 28 条第 1 項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は「通町小学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学区以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「通町小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「通町小学校いじめ調査委員会設置要項」を定めておき、対象事案が発生した場合には、委員を任命し迅速に対応する。

## 2 いじめの防止等に関する取組

本校は、具体的取組の例に掲げるような計画・取組などを踏まえつつ、創意工夫の上、市教育委員会 との連携の下、いじめの防止や早期発見、事案対処等に当たる。

## (1) いじめの防止

本校においては、いじめはどの児童にも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、「自分に負けない強い心を持ち、共感的態度で多様な考えや異なるものも受け入れる児童を育てる」を目標に、道徳教育の充実はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動等において、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の児童の主体的な取組を推進する。

未然防止の基本は児童が他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、 周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍で きるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。そのために、道徳教育、防災教育、自 分づくり教育など、学校教育活動全体を通して、児童のいじめを生まない人間関係や集団づくりを推 進していく。

また、教職員は共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払い、いじめ問題への対応力の向上を図りながら児童が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進していく。

加えて特に配慮を要する児童については、当該児童の保護者との連携の下、当該児童の特性を十分理解した上で日常的に適切な支援を組織的に行うことが重要である。そのためには、いじめ問題への対応力や特に配慮を必要とする児童への正しい理解と専門性の向上に向け、教職員の資質能力と学校組織全体の対応力の向上を図っていく。

# 「具体的な取組】

- ○いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的として、毎年6月、11月の「いじめ 防止『きずな』キャンペーン」期間中の自主的な取組について、学級活動による話合いや児童会 活動を中心とした児童主体による活動を促し支援するとともに、全校集会「通町きずなプロジェクト」を開催し、いじめ防止についての啓発活動を実施する。
- ○児童がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、主に「道徳教育」や「総合的な学習の時間」などを活用して、自己肯定感や自己有用感を感じられる学校生活づくりを学校全体で取り組む。また、集団活動「なかよしスキルタイム」を通し、お互いを尊重し合う良好な人間関係づくりを行う。
  - なお実施に当たっては、各学年の年間指導計画を策定し、計画的・継続的に取り組むものとする。
- ○人権教育資料「みとめあう心」などの活用を通じた道徳教育の推進を図るとともに、いのちの尊さ、いじめの理解を促すため、小中連携を図りながら防災教育や故郷復興プロジェクトなどの学習活動や行事等の機会を活用し、いのち・人権を考える標語・作文づくり週間を設け、全校集会や学校だより等で優秀作品を紹介する取組を行う。
- ○いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況などに ついて、学校だより等を通じて保護者や地域住民に広報する。
- ○「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」(平成30年3月)の活用を図るとともに、いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、学校対策委員会主催により校内研修を実施する。なお実施に当たっては、本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画の上、年度当初に年間

計画を作成することを基本として行う。

- ○特に配慮を要する児童への正しい理解促進と専門性の向上及び児童への適切な支援に向けたケース会議を実施する。
- ○特に配慮を要する児童の学校間の引継ぎ、医療機関、関係機関等との連携を図る。
- ○地域主催の防災避難訓練参加や地域の祭りへの参加を促進し、地域の一員としての自覚を促す。

#### (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、トラブルと安易に判断せず、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

そのために、日常から児童の見守りや信頼関係の構築等に務め、児童が示す変化やSOSを見逃さないようアンテナの感度を高く保つ必要がある。併せて、本校においては、市教育委員会による一斉「いじめ実態把握調査」の他、学校独自のアンケート調査や教育相談の実施等により児童がいじめの相談をしやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むものとする。児童が自らSOSを発信することは多大な勇気を要するものであることを理解し、児童からの相談に対しては、教職員が迅速に対応することを徹底する。

#### 「具体的な取組〕

- ○いじめの相談は全教職員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童、保護者等に周知を図る。
  - ・児童からの相談=学級担任、養護教諭、いじめ対策担当教諭、スクールカウンセラー
  - ・保護者、地域住民からの相談=教頭、教育相談担当教諭、生徒指導担当教諭、いじめ対策担当 教諭、学級担任
- 〇いじめ実態把握調査の他の全児童対象の本校独自のアンケート調査を、毎年 6 月、11 月に実施 し、個別面談を行う。
- ○6 月を「児童理解月間」として学級担任と児童との個別面談を実施し、学校生活上の不安や課題などを把握・解決に導いていく。また、必要に応じていじめ対策担当教諭や教育相談担当教諭による面談も実施する。
- ○いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、7月に保護者と面談を実施する。また、いじめ調査を実施する12月の期間にも保護者との面談の機会を設け、早期発見を心掛ける。
- ○いじめの情報を把握した場合の情報共有の手順、情報共有すべき内容(いつ、どこで、だれが、何を、どのように)、情報共有後の組織的対応など、いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。具体には、本校対策委員会が作成した「通町小学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト表」を全教職員が共有する。

#### (3) いじめへの適切かつ迅速な対処

本校教職員は、いじめを発見し又は相談を受けた場合は、通町小学校いじめ防止等対策委員会に報告するとともに、事実確認の調査、その後の対応、改善指導など組織的な対応を行う。本校としてのいじめに対する対処に当たっては、通町小学校いじめ防止等対策委員会が作成した「通町小学校いじめ対応マニュアル」をもとに、個々の事案の内容を踏まえて、本校対策委員会を中心に適切に対応す

る。

いじめの問題に関する指導記録を作成の上、進級に当たっての校内での情報共有を図るとともに、転校や進学に当たっては、個人情報にも留意しながら適切な引継ぎに努める。

#### (ア)被害児童への対応及び支援

#### 【基本的な姿勢】

- ○いかなる理由があっても、徹底していじめを受けた児童の味方になり守り通す。
- ○児童の表面的な変化から解決したとは判断せず、支援を継続する。
- ○保護者との連携を図るとともに、必要に応じ心理や福祉の専門家、市教育委員会や関係機関等 の協力を得て、組織的に再発防止に努める。

#### 【事実の確認】

- ○学級担任を中心に複数の教職員で対応し、児童が話しやすい環境をつくる。
- ○児童の話にじっくりと耳を傾け、共感しながら正確に事実を聴き取る。

# 【支援】

- ○学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童の良さや優れているところを認め、励ます。
- ○いじめたとされる児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ○いじめを受けた児童がいじめたとされる児童との関係改善を望み、いじめたとされる児童も内省の深まりが確認できた際には、保護者の同意を得た上で、謝罪・和解の場を設け、関係修復を図る。

### 【経過観察】

- ○継続した支援の経過、見守りの様子について、折に触れ保護者に伝えていく。
- ○連絡ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ○自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場面や友人との関係づくりを支援 する。

#### (イ) 加害児童への対応

# 【基本的な姿勢】

- ○いじめを行うに至った要因を把握するとともに、行った行為に対しては毅然として指導する。
- ○自分はどうするべきだったのか、これからどうしていくのか、自らの行為の責任を自覚させ、 内省させる。

#### 【事実の確認】

- ○学級担任を中心に複数の教職員で対応し、児童が話しやすい環境をつくる。
- ○対応する教職員は、公平・中立の対場で事実確認を行う。
- ○関係保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、連携して対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

#### 【指導】

- ○学校は絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ○被害者のつらさに気付かせるとともに、自分が加害者であることの自覚を持たせ、しっかりといじめを受けた児童に謝罪させる。
- ○いじめに至った心情やグループ内等での立場をじっくり聴き、今後の行動の仕方について考え させる。

#### 【経過観察】

- ○連絡ノートの交換や面談等を定期的に行い、教師との交流を続けながら気持ちの変化を見守っていく。
- ○授業、学級活動等を通して、友人との良い関係づくりを指導・支援する。

#### (ウ) 観衆、傍観者への対応

#### 【基本的な施設】

- ○いじめは、学級や学年全体の問題として対応していく。
- ○いじめの問題に教職員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

#### 【事実の確認】

○具体的な事実を知っている児童には、個別に話を聴く。

# 【指導】

- ○学校は絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ○被害者のつらさに気付かせ、自分たちも加害者の一員であることの自覚を持たせる。
- ○いじめを止めたり教職員に知らせたりすることは、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ○これからもどのように行動したらいいのか、いじめを許さない集団づくりに向けた話合いを深める。

#### 【経過観察】

- ○授業や学級活動、学校行事等を通して、お互いを認め合う集団づくりをしていく。
- ○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず継続して指導を行っていく。

# (エ) いじめの解消

- ○いじめが止んでいる状態が基本3か月を目指し、相当の期間が経過するまで経過観察し判断していく。
- ○被害児童の心身の苦痛が解消するまで、徹底して守り通し、安全安心を確保し、支援を継続していく。

#### (4) 家庭や地域との連携

- ○通町小学校いじめ防止基本方針や基本方針に基づく実施状況及びいじめ問題の重要性等を、学校ホームページや学校だよりにより保護者、地域住民へ周知し、学校の取組への理解と協力を求める。
- ○PTAとの共催により、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に携帯電話やスマートフォン等によるインターネットを利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。具体的には、毎年度PTAとの協議により実施事項を定め、計画的に実施する。
- ○保護者との共通理解の下、未然防止・早期発見を行うことができるよう、懇談会や個別面談等を 活用することで、普段からの信頼関係を構築していく。
- ○新入学保護者説明会等の機会を捉え、入学前の保護者との信頼関係を築き、いじめ問題への理解 を図る。
- ○本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」(小中連携事業)において、「自分たちが地域のためにできること」をテーマに、児童・生徒による地域でのボランティア活動、児童・生徒と地域の方々と交流する内容を取り入れ実施する。具体的には、毎年度の故郷復興プロジェクトにお

いて、小中連携を図りながら企画・実施する。

- ○学校・家庭・地域がともにいじめに向かわない児童の育成を目指した、協働型学校評価の目標設定を地域住民とともに検討・設定していく。
- ○学校支援地域本部 (スマイルネット通町) 主催事業を積極的に活用し、児童の自己有用感を向上する。

# (5) 関係機関との連携

- ○いじめを含めた児童の非行や問題行動等の未然防止、早期発見を図るため、地域における青少年 健全育成事業などを本校 P T A や二中学区健全育成連絡協議会及び三条中学校区健全育成連絡 協議会をはじめ、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組む。
- ○「いじめ防止『きずな』キャンペーン」活動の一環として、二中及び三条中との「合同あいさつ 運動」の展開による学校間連携を行う。
- ○進学先や転出先との引継ぎを、学級担任を中心にいじめ対策担当教諭、教育相談担当教諭等、組織として対応する。
- ○市教育委員会や児童相談所、児童館及び市民センター、学区内母子支援施設等との情報交換、協力・連携を図り対応に努める。

# Ⅲ 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味

法28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

この場合の第1号の例として、以下の事例が挙げられる。

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当な期間」については、年間30日を目安とするが、いじめによる欠席が15日に達した段階において、市教育委員会に連絡・報告する。

#### 2 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、条例第 27 条に基づき、別に定める「仙台市立通町小学校いじめ重大事態対処方針」を踏まえ、直ちに市教育委員会に報告する。

法 28 条第 1 項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、 学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委 員会が行うこととなっている。

したがって、市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「通 町小学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。この場合、重大事態に鑑み、学校評議員、 PTA役員、学校医などの学校以外の関係者を加え、公平性・中立性を確保した組織を編成し、適切に調査を行う。

また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

≪重大事態の調査主体と調査組織≫ 市基本方針より

(ア) 学校が主体となって調査を行う場合

# [対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある と認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ ている疑いがあると認めるとき

#### [調査組織]

学校に設置の「学校いじめ対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(イ) 市教育委員会が主体となって調査を行う場合

#### [対象事案]

○ 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、自死が疑われる場合や従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合には、市教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

# [調査組織]

条例によりあらかじめ設置される仙台市いじめ問題専門委員会(市教育委員会の附属機関)を調査組織とする。

#### 3 調査結果の提供及び報告

本校は、「通町小学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係 や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

また、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供することをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

なお、本校が調査を行う場合においては、市教育委員会に情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導や助言を得るものとする。調査結果については、市教育委員会に報告する。

# IV その他の重要事項

#### 1 学校いじめ防止基本方針の周知

本基本方針は、条例第11条第3項に基づき、本校全教職員に周知するとともに、学校ホームページ

で常時公開し、本校児童、保護者、地域住民その他の関係者に周知を図る。

本校いじめ防止基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検及び評価を行うとともに、学校評議員、PTA役員からも意見等をいただき、必要に応じて今後の見直しの検討に生かす。

#### 2 不断の見直し

本校いじめ防止基本方針は、いじめ防止や早期発見、事案対処など、いじめ防止等に係る内容について策定するものであることから、より実効性が高い取組に向け、実情に即して「通町小学校いじめ防止等対策委員会」を中心に、学校評議員、PTA役員等の学校関係者からの意見も聴取し、十分に検討を重ねた上で必要な見直しを行う。

# 仙台市立通町小学校いじめ調査委員会設置要項

令和2年7月1日校長決裁

#### 1 設置

本校で発生した児童のいじめにより児童生徒の生命,身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や,いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき(以下「重大事態」という。)において,その事実関係を調査することにより,適切な対処及び再発防止に資するため,仙台市立通町小学校いじめ調査委員会(以下,「調査委員会」という。)を設置する。

#### 2 構成メンバー

調査委員会は、次のメンバーにより構成する。

・校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導担当教諭, 教育相談担当教諭, 学年主任, 養護教諭, スクールカウンセラー/さわやか相談員, 及び, 学校評議員, PTA 役員, 学校医等の学校外の第三者を加えるものとする。

#### 3 活動内容

調査委員会は、次の事項について調査・検討を行う。

- ①重大事態の事実関係の把握に関すること
- ②重大事態の原因の調査に関すること
- ③適切な対処及び再発防止に向けた対策に関すること
- ④その他,校長が必要と認める事項に関すること

#### 4 委員長・副委員長

- (1) 調査委員会の委員長は校長が、副委員長は教頭が務める。
- (2)委員長は調査委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにその職務を代理する。

#### 5 会議

- (1) 調査委員会の会議は、委員長がこれを招集し、議長となる。
- (2) 調査委員会の会議は、委員の過半数の出席により開催することができる。

- (3)会議は、非公開とする。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

# 6 守秘義務

委員は、その職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。委員を退任した後において も同様とする。

# 7 調査結果

- (1) 校長は、調査結果を尊重し、適切な対応策を講ずるものとする。
- (2) 校長は、調査委員会の調査結果を教育長に報告するものとする。

# 附則

- 平成 29 年 4 月 1 日 策定
- · 令和元年8月1日 最終改訂
- 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
- •令和2年7月1日 一部追加